

「山形県認定こども園の認定の要件に関する条例」の改正について

1 趣旨

認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同様）の認定要件については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年7月31日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「国の基準」といいます。）に基づき県の条例で定めています。

この度、国の基準の一部改正に伴い、県で定める条例の一部改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

2 改正案の内容

認定こども園の認定に必要な要件に以下の事項を加えます。

- (1) 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- (2) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて、降車時の(1)の所在確認をすること。

※ 安全装置を備えなくても、確実に園児の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除く。

※ なお、当該安全装置に係る規定については経過措置を設け、ブザー等の装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

3 施行日

令和5年4月1日